

# 神戸市立工業高等専門学校学生準則

2023年4月1日

規則第143号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、神戸市立工業高等専門学校学則（2023年4月学則第1号。以下「学則」という。）第34条の規定に基づき、学生が生活上遵守すべき事項について定めることを目的とする。

## 第2章 学生の義務、誓約書及び保証人

### (学生の義務)

第2条 学生は、学則及び本規則その他の学生に適用される神戸市立工業高等専門学校（以下「本校」という。）の例規を遵守し、本校の学生としての本分を全うするよう常に心がけなければならない。

### (誓約書)

第3条 本校に入学を許可された者は、所定の期日までに、次条に定める保証人が連署した誓約書を校長に提出しなければならない。

### (保証人の資格)

第4条 保証人としてすることができる者は、独立の生計を営む成年者で、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第6条の4及び第7条第1項で定める学生を監護する者又は監護する施設等の長とし、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。

2 前項の規定にかかわらず、保証人となる者は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

(1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 破産者でいまだ復権しない者

(3) 成年被後見人及び被保佐人

3 前2項の要件に該当する保証人を選定することができないときは、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導及び支援に意欲のある者を保証人としてすることができる。

### (保証人の変更)

第5条 保証人が死亡若しくは前条に定める資格を失ったとき、又は保証人を変更するとき、速やかに他の保証人を選定し、変更の内容を校長に届け出なければならない。

## 第3章 学生証

### (学生証)

第6条 学生は、入学するときに本校において交付する学生証の交付を受け、常時これを

携帯しなければならない。

第7条 学生証は、その有効期限が切れたとき、又は退学するときには、校長に返納しなければならない。

第8条 学生は、学生証を紛失又は損傷したときは、直ちに学生証の再交付を校長に願い出、再交付を受けなければならない。

#### 第4章 休学、退学及び欠席等

##### (休学)

第9条 学生は、学則第24条により休学しようとするときは、学級担任の副申書を添えて休学を校長に願い出、その許可を受けなければならない。

2 休学の事由が病気によるときは医師の診断書を、その他のときは本人又は保護者が記入した理由書を提出するものとする。

##### (復学)

第10条 前条により休学した者は、休学の事由がなくなったことにより復学しようとするときは、学級担任の副申書を添えて復学を校長に願い出、その許可を受けなければならない。

2 前項の復学のうち、病気により休学していた者は、医師の診断書を提出するものとする。

##### (退学)

第11条 学生は、学則第27条により退学しようとするときは、学級担任の副申書を添えて校長に退学を願い出、その許可を受けなければならない。

##### (身上異動)

第12条 学生は、氏名の変更その他一身上の異動があったときは、直ちに身上異動の内容を校長に届け出なければならない。

##### (住所等の変更)

第13条 学生は、住所・通学方法を変更したときは、直ちに変更の内容を校長に届け出なければならない。

2 自転車通学については別に定める。

##### (欠席等)

第14条 学生は、欠席、欠課、遅刻又は早退しようとするときは、事前にその理由を学級担任に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由により事前に届出ができないときは、その理由を事後直ちに学級担任に届け出なければならない。

2 病気等のため引き続き1週間以上欠席するときは、医師の診断書を添えて欠席を届け出るものとする。

3 学生は、次の事項にあてはまるときは、事前に公用による欠席を届け出なければならない。

- (1) 本校が参加を決定した行事に参加するとき。
- (2) 前号のほか校長が適当であると認めたとき。

(忌引)

第15条 学生は、親族の喪にあったときは、忌引を願い出ることにより、次の区分により忌服することができる。

- (1) 1親等の親族 最長7日間
- (2) 2親等の親族 最長3日間
- (3) 3親等の親族 最長1日間

2 前項の親族が遠隔地のため旅行を要するときは、その往復日数を前項の期間に加えることができる。

#### 第5章 服装

(服装)

第16条 学生は、学生標準服又は学生生活の場にふさわしい全体を通じて礼儀を失せず、端正、質素及び清潔を旨とする服装を着用するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、入学式、卒業式その他本校が指定するときにおいては、学生標準服又はそれに準ずる服を着用しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、体育、実験実習等においては、本校指定の服装を着用しなければならない。
- 4 学生標準服については、別に定める。

#### 第6章 健康診断

(健康診断)

第17条 学生は、学校保健安全法に基づいて行う毎年の定期又は臨時の健康診断及び予防接種等を受けなければならない。

#### 第7章 学生会等

(学生会)

第18条 本校に、本校学生会員をもって構成する学生会を置く。

(学生会の目的)

第19条 学生会は、本校の指導のもとに学生の自発的な活動を通して、その人間形成を助長し、もって高等専門教育の目的達成に資することを目的とする。

(学生会の目標)

第20条 学生会は、前条の目的を実現するため、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- (1) 学生の学校生活を楽しく、豊かで、かつ規律正しいものにし、よい校風をつくる態度を養う。
- (2) 健全な趣味、豊かな教養などを養い、個性の伸長を図る。

- (3) 心身の健康を助長し、余暇を活用する態度を養う。
- (4) 学校生活における集団の活動に積極的に参加し、自主性を育てるとともに自己の責任において民主的で規律のある諸活動を行う態度を養う。
- (5) 学校生活において自治的能力を養うとともに、公民としての資質の向上を図る。  
(学生会の遵守事項等)

第21条 学生会が自主的にその活動を行うにあたっては、次に掲げる事項を遵守するとともに、法令、学則、本規則その他本校が定めた諸規則等に違反してはならない。

- (1) 学生会は、本校の教育方針に則り、本校の使命の達成に寄与すること。
  - (2) 学生会は、その目的を逸脱し、本校の秩序を乱すような行動を行わないこと。
  - (3) 学生は、学生会の運営について、常に深い関心を払い、その活動に積極的に参加すること。
  - (4) 学生会は、全校生の総意により運営され、いかなる場合においても個人の思想、良心等に関する基本的自由を侵さないこと。
  - (5) 学生会は、学外活動を行うにあたっては、本校の承認と指導を受け、学生会の目的の範囲内において行動すること。
- 2 学生会は、その目的及び使命の達成上必要であり、かつ学生会の自主性が阻害されないと認めて本校が承認した場合に限り、学外団体に加盟することができる。

(学生会の規約)

第22条 学生会は、規約を定めるものとする。

- 2 学生会は、規約を定めたとき又は規約を変更しようとするときは、本校の承認を受けなければならない。

(学生会の機関等)

第23条 学生会に総会、評議会、中央執行委員会、課外活動協議会、学級会その他の機関を置くものとする。

- 2 学生会総会は、規約の定めるところにより、少なくとも毎年1回これを開催しなければならない。
- 3 評議会は、規約の定めるところにより、学級から選出された委員をもって構成し、学生会の運営に関する重要事項を審議するものとする。
- 4 中央執行委員会は、規約の定めるところにより、学生会の事務を執行するものとする。
- 5 課外活動協議会は、規約の定めるところにより、クラブ又は同好会の運営に関する重要事項を審議するものとする。
- 6 学級会は、規約の定めるところにより、学級の運営に関する重要事項を審議するものとする。
- 7 その他の機関は、規約の定めるところにより、適宜設置するものとする。

(クラブ及び同好会)

第24条 クラブ又は同好会を設置又は廃止しようとするときは、評議会の決議によりクラブ顧問会議の同意を得た後、教職員会議又は教員会議の承認を得るものとする。

(学生会の事業計画等)

第25条 学生会は、規約の定めるところにより、毎年度事業計画書及び収支予算書を調製し、本校に提出するものとする。

2 学生会は、毎年度終了後、事業報告書及び収支決算書を調製し、本校に提出するものとする。

(学生会の指導等)

第26条 学生会の指導については、学生主事が校長の命を受け、掌理する。

2 第24条により設置された各クラブ及び各同好会については、それぞれ顧問を置くものとする。

3 前項の顧問は、校長が任命し、学生主事の総括のもとに諸活動の指導を掌理する。

(団体の結成等)

第27条 学生が学生会又は第24条により設置した各クラブ若しくは同好会以外に本校学生を会員とする団体（以下「学生団体」という。）を結成しようとするときは、当該学生団体に顧問を定め、当該団体の規約並びに顧問及びその会員の名簿を添え、責任代表者2人以上が署名のうえ、学生主事を経て校長に学生団体の結成を願い出、その許可を受けなければならない。

2 学生が本校学生を構成員とする団体をもって他の校外団体に参加しようとするときは、責任代表者は、参加しようとする団体の目的、規約、役員に関する事項及び参加の目的を記載した文書を添え、学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(委任)

第28条 本章に定めるもののほか、学生会について必要な事項は、別に定める。

## 第8章 集会

(集会の許可)

第29条 学生が校内又は校外において、本校名を使用して、集会又は催しものその他の行事（以下「学生主催行事」という。）を行おうとするときは、責任代表者は、当該学生主催行事の開催日の1週間前までに、学生主事を経て校長に学生主催行事の開催を願い出、その許可を受けなければならない。

2 前項の場合、本校学生の本分にもとるような行為が認められるときは、校長がその中止を命ずることができる。

## 第9章 印刷物の配布及び販売

(印刷物の配布等)

第30条 学生が校内又は校外において、本校に関する雑誌、新聞、パンフレットその他の印刷物を配布又は販売しようとするときは、責任代表者は、配布又は販売日の1週間前までに、当該印刷物2部を添え、学生主事を経て校長に届け出なければならない。

2 校長は、前項の印刷物の配布又は販売の届出について、必要があるときは、条件を付け指導をすることができる。

#### 第10章 掲示

(印刷物の掲示)

第31条 学生が校内又は校外において、本校に関するポスターその他の印刷物を掲示しようとするときは、責任代表者は、学生主事を経て校長に届け出なければならない。

2 校長は、前項の届出について、必要があるときは、条件を付け指導をすることができる。

#### 第11章 施設及び設備の使用

(施設等の使用)

第32条 学生又はその団体が本校の施設及び設備等を使用しようとするときは、学生主事を経て校長に当該施設及び設備等の使用を願い出、その許可を受けなければならない。ただし、日常その使用を認められた施設及び設備については、この限りでない。

#### 第12章 雑則

(専攻科への準用)

第33条 第1条から第17条まで、第27条及び第29条から第32条までの規定は、専攻科の学生について準用する。この場合において、「学級担任」とあるのは「専攻主任」と、「卒業式」とあるのは「修了式」とそれぞれ読み替えるものとする。

(その他)

第34条 この規則の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2024年4月1日から施行する。